

学生（学部・学域・大学院）旅費等補助事業実施要領

2023年7月24日改定

趣 旨

近年、急速に発展する学術研究の各分野において、学会、シンポジウム、研究会などが年間を通じて頻繁に開催されている。このような中、勉学のみならず、研究にも従事する学生にとっても、自分の専門分野の最新の学術情報を教員から間接的に得るだけではもはや不十分な時代になり、学会等に直接参加して知識を得たり、経験を積んだりすることは不可欠になっている。また、学生自身が直接経験を積むことができるフィールドワーク等も研究推進のために重要である。

このような学会やフィールドワーク等への学生の参加を推進するために、参加を助成する制度を設けることは極めて意義深いことと考えられる。この制度は学生の勉学・研究意欲の向上と優れた成果の創出、さらには優れた人材輩出へとつながり、大阪公立大学の発展に大きく寄与できると考えられる。

（事業の目的）

第1条

本事業は、大阪公立大学の学生（学部・学域・大学院）の学会やフィールドワーク等への参加を促進し、学術情報を収集したり経験を積んだりする場を提供することによって大阪公立大学の発展に寄与貢献することを目的とする。

（事業の内容）

第2条

本事業は、本学の学生が国内外で開催される(1)学会、(2)シンポジウム、(3)研究会、(4)研究者交流、(5) フィールドワーク等への参加に必要な旅費等の補助を行う。

（事業の対象者）

第3条

本事業の対象者は、本学に所属する学部・学域生・大学院生（留学生を含む）で、教育後援会会員およびその子弟である者を対象とする。

（事業の運用）

第4条

（補助額の上限）

- (1) 学部・学域生は、国内開催学会等は上限を 30,000 円、海外開催の学会等は上限を 60,000 円と定める。
- (2) 大学院生は、国内開催学会等は上限を 50,000 円、海外開催の学会等で論文発表する場合は上限を 100,000 円、「参加のみ」の場合は、上限を 60,000 円と定める。

（補助回数）

- (3) 学生一人当たり、原則として年 1 件を限度としてこれを補助する。

（募集回数）

- (4) 年間を通じて 2 回の募集とする。

（対象となる期間）

- (5) 4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

（募集方法）

- (6) 募集要項は、教育後援会ホームページに少なくとも応募期限日の半月以前に公表する。

（応募者の選考・採択）

- (7) 応募者の選考・採択については、教育後援会により決定する。

(補助事業の予算)

第5条

各年度の教育後援会定例評議員会において決定する。

(予算・決算の公表)

第6条

本事業の予算・決算の状況は、教育後援会決算書に記載して公表する。

(選考結果の通知)

(2) 選考結果は、採択者にのみ別途通知する。

(選考過程の非公開)

(3) 選考過程は非公開とする。

(情報漏洩の禁止)

(4) 本会関係者は、選考過程を漏洩してはならない。

(申込みの様式)

第7条

教育後援会ホームページに掲載する「学生旅費等補助」申請書フォーム(word形式)を用いる。

(参加完了報告書提出の義務)

第8条

補助の採択決定を受けた学生等は、学会、研究会、研究者交流、フィールドワーク等に参加した後、原則として1ヶ月以内または参加事業終了後の場合、採択決定発表後1ヶ月以内に教育後援会ホームページ上の「参加完了報告書」や領収書、写真等を提出しなければならない。

なお、期限内に参加完了報告書を提出しない場合は補助金の返還を求めるとともに、次年度の申請を受け付けない。

(多重申請の原則禁止)

第9条

本補助に申請する学生は、同一の学会、研究会、研究者交流やフィールドワーク等の参加経費補助を大学等の他の組織の補助事業に重複して申請してはならない。ただし、申請経費が教育後援会の補助限度額を大きく超えるときは、総額を超えない範囲で別の補助をあわせて受けることができる。このときには指導教員による確認印を要する。

(規定の改廃)

第10条 本実施要領の改廃は、本委員会の承認を得て行う。

付則

本実施要領は、2022年11月1日より実施する。